選挙運動用自動車運行契約書

小鹿野町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　（以下「甲」という。）

と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

１　使用目的　公職選挙法に規定する選挙運動用自動車として運転手及び使用燃料代込みで使用する。

２　車両及び登録番号

３　使用期間　令和３年　　月　　日から令和３年　　月　　日までの　日間

４　契約金額　　　　　　　　　円（消費税込）

内訳　１日　　　　　円×1.1×　　日間＝　　　　　　　　円

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき小鹿野町に請求す

　るものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、小

鹿野町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不

足金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うも

のとする。

ただし、甲の供託物が没収された場合には契約金額は甲が支払うものとす

る。

６　　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを

決定する。

令和３年　　月　　日

甲　小鹿野町議会議員一般選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

氏　名

選挙運動用自動車賃貸借契約書

小鹿野町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　（以下「甲」という。）

と　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり請負契約を締結する。

１　使用目的　公職選挙法に規定する選挙運動用自動車として使用する。

２　車両及び登録番号

３　使用期間　令和３年　　月　　日から令和３年　　月　　日までの　日間

４　契約金額　　　　　　　　円（消費税込）

内訳　１日につき　　　　　　円×　　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき小鹿野町に請求す

　るものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、小

鹿野町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不

足金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うも

のとする。

ただし、甲の供託物が没収された場合には契約金額は甲が支払うものとす

る。

６　　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを

決定する。

令和３年　　月　　日

甲　小鹿野町議会議員一般選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

氏　名

選挙運動用自動車の燃料供給契約書

小鹿野町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　（以下「甲」という。）

と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　公職選挙法に規定する選挙運動用自動車の燃料供給

２　車両及び登録番号

３　予定数量　　　　　　　ℓ

４　供給期間　令和３年　　月　　日から令和３年　　月　　日までの　日間

５　契約金額　１ℓあたり　　　　　円（消費税込）

６　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき小鹿野町に請求す

　るものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、小

鹿野町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不

足金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うも

のとする。

ただし、甲の供託物が没収された場合には契約金額は甲が支払うものとす

る。

７　　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを

決定する。

令和３年　　月　　日

甲　小鹿野町議会議員一般選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

氏　名

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

小鹿野町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　（以下「甲」という。）

と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　公職選挙法に規定する選挙運動用自動車の運転

２　車両及び登録番号

３　雇用期間　令和３年　　月　　日から令和３年　　月　　日までの　日間

４　契約金額　　　　　　円（１日につき　　　　　　　円）

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき小鹿野町に請求す

　るものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、小

鹿野町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不

足金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うも

のとする。

ただし、甲の供託物が没収された場合には契約金額は甲が支払うものとす

る。

６　　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを

決定する。

令和３年　　月　　日

甲　小鹿野町議会議員一般選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

氏　名

選挙運動用ビラ作成契約書

小鹿野町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　（以下「甲」という。）

と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　公職選挙法に規定する選挙運動用ビラの作成

２　数　　量　　　　　　　枚

３　納入期限　令和３年　　月　　日

４　契約金額　　　　　　　円（消費税込）

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき小鹿野町に請求す

　るものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、小

鹿野町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不

足金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うも

のとする。

ただし、甲の供託物が没収された場合には契約金額は甲が支払うものとす

る。

６　　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを

決定する。

令和３年　　月　　日

甲　小鹿野町議会議員一般選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

氏　名

選挙運動用ポスター契約書

小鹿野町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）

と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用ポスターの作

成について、次のとおり契約を締結する。

１　業務内容　公職選挙法に規定する選挙運動用ポスターの作成

２　数　　量　　　　　　　枚

３　納入期限　令和３年　　月　　日

４　契約金額　　　　　　　円（１枚につき　　　　　円）（消費税込）

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は公職選挙法に基づき小鹿野町に請求す

　るものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、小

鹿野町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不

足金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うも

のとする。

ただし、甲の供託物が没収された場合には契約金額は甲が支払うものとす

る。

６　　この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを

決定する。

令和３年　　月　　日

甲　小鹿野町議会議員一般選挙候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

氏　名